

児童虐待の防止に向けて



児童相談所や警察で対応する児童虐待事案は、年々増加の傾向にあります。
児童虐待は、児童の心と体に重大な悪影響を及ぼす行為です。
特に春休みなど学校が長期休業になる期間中は、お子さんと過ごす時間が多くなるため、保護者の皆さまには、児童虐待の防止に向けたご協力をお願いします。



児童の面前での夫婦喧嘩

児童の面前での夫婦喧嘩は、**心理的虐待**に当たります。
児童が夫婦喧嘩を直接見ていない場合でも、児童は**強いストレス**を感じています。



体罰の禁止

令和2年4月1日に「児童虐待の防止等に関する法律」が一部改正され、保護者による児童への体罰が禁止に

たとえ、親が「しつけ」のためだと思っても、児童の身体に何らかの苦痛を引き起こし、または、不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても「**体罰**」に当たります。

これらは全て「体罰」です

- 言葉で注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった



児童虐待を受けた児童は…

虐待は、児童の成長や人格の形成に重大な影響を与える行為です

身体への影響

外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。

愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全になることもあります。

知的発達面への影響

安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があり、そのために、もともとの能力と比べても知的な発達が十分得られないことがあります。

心理への影響

他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

YouTube動画配信「児童虐待の防止に向けて」

動画では、どのような行為が児童虐待に当たるかや相談機関について紹介しています。

【URL】

https://www.youtube.com/watch?v=Cr7Z_XYJC5w

【QRコード】



※ 文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月）より引用